

報酬改定の概要

検討の方向性

(障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備)

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化することを検討してはどうか。

一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を参考に設定するとともに、難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を検討してはどうか。

新たな基準等の適用については、一定期間の経過措置を設けることを検討してはどうか。

(児童発達支援センターの機能・運営の強化)

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行うことを検討してはどうか。

評価の要素として、自治体との連携体制の確保、相談・アウトリーチなど通所支援とあわせて包括的に子どもと家族を支援できる体制の確保、専門的な支援や地域と連携した支援の実施等を検討してはどうか。

- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所等が中核的な役割を担う場合に、中核拠点型のセンターの評価も参考に、一定の評価を行うことを検討してはどうか。

4つの機能をすべて（もしくは複数）提供する児発センターに「中核機能強化加算」を設定し、児発事業や放デイが中核機能を提供する場合にも同様の加算を算定可能とする

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
(①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

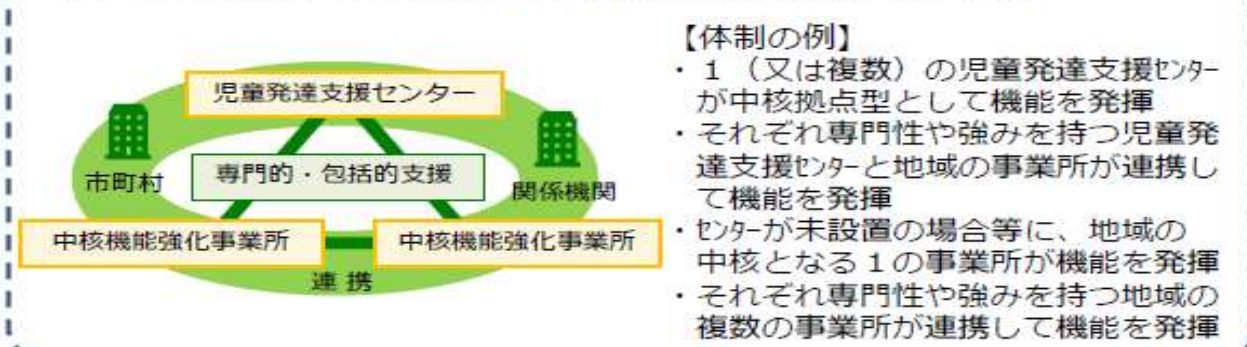
- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型(障害児)を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年(令和9年3月)から適用する。この場合に算入

児発事業や放デイが中核機能を提供する場合の加算は、手上げ方式としない方針

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価(中核機能強化加算)
 - (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価(中核機能強化事業所加算)

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



児童発達支援センター(中核拠点型)

新設《中核機能強化加算》 22~155単位/日
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

| | | |
|---------|------------------------------|--|
| 体制・取組要件 | (I) イ+ロ+ハ全てに適合 55~155単位/日 | ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等) |
| | (II) イ+ロ 44~124単位/日 | ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組(障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等) |
| | (III) イ又はロ 22~62単位/日 | イ 地域支援や支援のコーディネート専門人材の配置・取組(関係機関連携・インクルージョンの推進等) |

基本要件

- 地域における中核機関としての体制・取組
- ・ 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス(中核機能強化事業所)

新設《中核機能強化事業所加算》 75~187単位/日
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

【論点2】総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

検討の方向性

プログラムを未公表の場合には減算

(総合的な支援と特定領域への支援)

- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援において、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とすることを求めることを検討してはどうか。
- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表を求めることを検討してはどうか。
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし（次項参照）、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価とすることを検討してはどうか。
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を2段階で評価することを検討してはどうか。

極めて短時間とは「30分未満」

(基本報酬の評価)

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設けることを検討してはどうか。
長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として評価することを検討してはどうか（論点10参照）。

個別支援計画に定めた支援時間による報酬区分に変更

(支援の質の向上)

- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、基準において実施方法を明確化することを検討してはどうか。

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラム^①の作成・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算^②を設ける
- 児童指導員等加配加算^③について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- 専門的支援加算^④及び特別支援加算^⑤について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- 基本報酬^⑥について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分^⑦を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算^⑧を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- 自己評価・保護者評価^⑨について、実施方法を明確化する《運営基準》

新設《支援プログラム未公表減算》
所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加配加算》

[現行]

| | |
|------------|--------------|
| 理学療法士等を配置 | 7.5～18.7単位/日 |
| 児童指導員等を配置 | 4.9～12.3単位/日 |
| その他の従業者を配置 | 3.6～9.0単位/日 |

[改定後]

| | |
|-------------|--------------|
| 児童指導員等を配置 | |
| 常勤専従・経験5年以上 | 7.5～18.7単位/日 |
| 常勤専従・経験5年未満 | 5.9～15.2単位/日 |
| 常勤換算・経験5年以上 | 4.9～12.3単位/日 |
| 常勤換算・経験5年未満 | 4.3～10.7単位/日 |
| その他の従業者を配置 | 3.6～9.0単位/日 |

《専門的支援加算・特別支援加算》

[現行]

| | |
|-----------|--------------|
| ○専門的支援加算 | |
| 理学療法士等を配置 | 7.5～18.7単位/日 |
| 児童指導員を配置 | 4.9～12.3単位/日 |
| ○特別支援加算 | 5.4単位/回 |

[改定後]

| | |
|------------|--------------|
| ○専門的支援体制加算 | 4.9～12.3単位/日 |
| ○専門的支援実施加算 | 15.0単位/回 |

(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)
(放デイは2回～6回まで)

※体制加算:理学療法士等を配置
実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

【論点3】 関係機関との連携の強化

検討の方向性

関係機関連携加算強化（平常時も評価）、事業所間連携加算新設（セルフプラン対策の連携を評価）

（関係機関との連携）

- こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算（I）について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を検討してはどうか。

（事業所間連携）

- 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を検討してはどうか。
こうした取組を推進するため、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画（セルフプラン）を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを検討してはどうか。

【論点4】 将来の自立等に向けた支援の充実

検討の方向性

通所自立支援加算（自力通所を評価）、自立サポート加算（高2・3限定で職業体験などを評価）新設

（自立等に向けた支援）

- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して、自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を検討してはどうか。

（就労等に向けた支援）

- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を検討してはどうか。

【論点5】医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

検討の方向性

（看護職員・認定特定行為業務従事者による支援）

- 医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直しを検討してはどうか。

（重症心身障害児の報酬）

- 重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所についての評価の見直しを検討してはどうか。

（入浴支援）

- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を検討してはどうか。

（送迎支援）

- 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎支援を促進する観点から、これらの児への送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を検討してはどうか。

【論点6】 強度行動障害を有する児への支援の充実

検討の方向性

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、
 - ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価の見直しを検討してはどうか。
 - ・ 放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、強度行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを検討してはどうか。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（I）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価の見直しを検討してはどうか。

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算 (Ⅶ)**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算 (Ⅶ)》 **【現行】** 100単位/日 → **【改定後】** 250単位/日
 ※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価 (入浴支援加算)

新設 《入浴支援加算》 55単位/回 (月8回まで)
 ※放デイは70単位/回

- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》
【現行】 障害児 54単位/回
 医療的ケア児 + 37単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
 看護職員の付き添いが必要
 【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
 重症心身障害児 37単位/回
 (※) 職員の付き添いが必要

【改定後】
 障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回
 医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可
 【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
 重症心身障害児 40単位/回
 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回
 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児
 16点以上の場合

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件 (重度障害者への対応、中重度障害者への対応) に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価 (**共生型サービス医療的ケア児支援加算**)

新設 《共生型サービス医療的ケア児支援加算》
 400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **【現行】** 155単位/日
 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して支援 → **【改定後】** (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日
 (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)
 加算開始から90日間は+500単位/日
 ※実践研修修了者 (Ⅱは中核的人材) を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算 (Ⅰ) においても評価を充実。また、集中的支援加算 (1000単位/日 (月4回まで)) も創設

【論点7】ケアニーズの高い児への支援の充実

検討の方向性

(ケアニーズの高い児)

- 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、放課後等デイサービス等での評価も参考に、著しく重度の障害児が利用した場合に評価することを検討してはどうか。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、行動上の課題のある児への評価について見直しを行うとともに（論点6参照）、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを検討してはどうか。
- 個別サポート加算（Ⅱ）について、要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを検討してはどうか。

(難聴児)

- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、難聴児支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターでの評価も参考に、人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価を検討してはどうか。

(視覚・聴覚・言語機能に障害のある児)

- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、生活介護等での評価も参考に、意思疎通に関し専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を検討してはどうか。

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 児童発達支援の個別サポ-ト加算（Ⅰ）について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **[現行]** 100単位/日
※乳幼児等サポ-ト調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）

[改定後] 120単位/日
※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）

- 放課後等デイサービスの個別サポ-ト加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **[現行]** 100単位/日
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポ-ト調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

[改定後] ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日
同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日
著しく重度の障害児に支援 120単位/日
（主として重症児除く）

- 個別サポ-ト加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポ-トプラザに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅱ）》 **[現行]** 125単位/日
※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

[改定後] 150単位/日
※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- 人工内耳を装着している児に支援を行った場合を評価

《人工内耳装着児支援加算》
[現行] 445～603単位/日
※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合

[改定後]
(Ⅰ) 児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位/日
(Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日
※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

新設 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位/日

④ 不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別サポ-ト加算（Ⅲ））

新設 《個別サポ-ト加算（Ⅲ）》 70単位/日
※放デイのみ

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. インクルージョンの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた総合的な支援を提供することや、事業所の支援プログラムの作成・公表等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定、訪問支援員特別加算の見直し、多職種連携支援加算の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（強度行動障害児支援加算の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（家族支援加算の新設）

【論点8】 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実

検討の方向性

- 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、放課後等デイサービスにおいて、通常の発達支援に加えて、学校との連携の下、学校への継続的な通学につながる具体的な支援を行った場合の評価を検討してはどうか。

「個別サポート加算Ⅲ」を新設

【論点9】 家族への相談援助等の充実

検討の方向性

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを検討してはどうか。
- 事業所内相談支援加算（事業所での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを検討してはどうか。
- きょうだいへの支援も促進されるよう、家庭連携加算及び事業所内相談支援加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化することを検討してはどうか。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、家族の障害特性への理解と養育力の向上につながる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を検討してはどうか。

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、オンラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

《事業所内相談支援加算》

(I)（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

(II)（グループ） 80単位／回（月1回まで）



【改定後】《家族支援加算》（I・IIそれぞれ月4回まで）

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回

施設等で対面 100単位／回

オンライン 80単位／回

(II) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回

オンライン 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（**子育て味方加算**）

新設《子育て味方加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

【現行】

| | 障害児 | 重症心身障害児 |
|-------------|---------|---------|
| 延長1時間未満 | 61単位／日 | 128単位／日 |
| 同1時間以上2時間未満 | 92単位／日 | 192単位／日 |
| 同2時間以上 | 123単位／日 | 256単位／日 |



【改定後】

| | 障害児 | 重症心身障害児・医療的ケア児 |
|---------------|---------|----------------|
| 延長1時間以上2時間未満 | 92単位／日 | 192単位／日 |
| 同2時間以上 | 123単位／日 | 256単位／日 |
| （延長30分以上1時間未満 | 61単位／日 | 128単位／日） |

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

【論点10】 預かりニーズへの対応

検討の方向性

時間区分3時間または5時間以上は延長支援加算で対応

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分の設定を検討すること（論点2参照）とあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価することを検討してはどうか。
延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを検討してはどうか。

【論点11】 インクルージョンの推進

検討の方向性

保育・教育等移行支援加算を強化、個別支援計画へ記載

- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画等において具体的な取組等について記載しその実施を求めることを検討してはどうか。
- 保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、移行前の移行に向けた取組についても評価することを検討してはどうか。

児発・放デイ ガイドライン の見直し

令和6年4月にガイドライン改訂

1. 法改正、報酬改定などを踏まえて内容を見直し
2. 特に放課後等デイサービスについては対象となる年代が幅広いことから、年齢をある程度区切って具体的な支援の方向性を提示
3. 具体的には、小学校低学年・中学年・高学年・中高生（思春期以降）の4段階
4. 育ちの5領域についても、具体的な記載を追加

両ガイドラインの位置づけ

1. 障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めたもの
2. 子ども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を主体的に実現していく視点を持って、子どもとその家族に関わらなければならない

児発ガイドラインにおける5領域

「健康・生活」 → 健康状態の維持・改善、生活のリズムや生活習慣の形成、基本的な生活スキルの獲得

「運動・感覚」 → 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上、姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用、身体の移動能力の向上、保有する感覚の活用、感覚の補助及び代行手段の活用、感覚の特性への対応

「認知・行動」 → 認知の特性についての理解と対応、対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成）、行動障害への予防及び対応

児発ガイドラインにおける5領域

「言語・コミュニケーション」 → コミュニケーションの基礎的能力の向上、言語の受容と表出、言語の形成と活用、人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得、コミュニケーション手段の選択と活用、状況に応じたコミュニケーション、読み書き能力の向上

「人間関係・社会性」 → アタッチメント（愛着）の形成と安定、遊びを通じた社会性の発達、自己の理解と行動の調整、仲間づくりと集団への参加

放デイガイドラインにおける5領域

「健康・生活」 → 健康状態の維持・改善、生活習慣や生活リズムの形成、基本的な生活スキルの獲得、生活におけるマネジメントスキルの育成

「運動・感覚」 → 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上、姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用、身体の移動能力の向上、保有する感覚の活用、感覚の補助及び代行手段の活用、感覚の特性への対応

「認知・行動」 → 認知の特性についての理解と対応、対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成）、行動障害への予防及び対応

放デイガイドラインにおける5領域

「言語・コミュニケーション」 → コミュニケーションの基礎的能力の向上、言語の受容と表出、言語の形成と活用、人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得、コミュニケーション手段の選択と活用、状況に応じたコミュニケーション、読み書き能力の向上

「人間関係・社会性」 → アタッチメント（愛着）の形成と安定、情緒の安定、他者との関わり（人間関係）の形成、遊びを通じた社会性の発達、自己の理解と行動の調整、仲間づくりと集団への参加

放デイガイドライン4つの基本活動

1. 放デイにおける支援展開で複数組み合わせで行うことが求められる4つの基本活動を提示
2. 日常生活の充実と自立支援のための活動 → 日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする
3. 多様な遊びや体験活動 → 遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う

放デイガイドライン4つの基本活動

3. 地域交流の活動 → 地域の中にこどもの居場所をつくりながらこどもの社会経験の幅を広げていく、ボランティアの受入れ等により積極的に地域との交流を図っていく
4. こどもが主体的に参画できる活動 → こどもが主体的に参画できる機会を設け、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく（自分自身が権利の主体であることを実感するとともに、こどもの権利を守ることにもつながる）

その他、放デイガイドラインの特徴

1. 思春期のこどもに対する支援に当たっての留意点として、行動上の課題がより顕在化しやすくなることや、メンタルヘルスの課題や不登校など様々な課題が増えてくる年代であることを踏まえた支援のあり方などを提示
2. 不登校の状態にあるこどもに対する支援に当たっての留意点として、学校や家庭などこどもを取り巻く関係者・関係機関で支援の状況等を共有、連携を図りながら支援を行っていくことなどを提示

その他、放デイガイドラインの特徴

3. 特に支援を要する家庭のこども（家庭での不適切養育や児童虐待などが疑われる過程）に対する支援に当たっての留意点として、日ごろから保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともに、こどもの変化に気付きやすくしておくこと、専門機関やNPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことなどを提示

家族支援の充実

放デイガイドラインにおける家族支援

1. 子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる
2. 家族（きょうだいを含む。）と日頃から信頼関係を構築し、障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要

放デイガイドラインにおける家族支援

3. 家族支援のねらいとして、アタッチメント（愛着）の安定、家族からの相談に対する適切な助言等、障害の特性に配慮した家庭環境の整備を提示
4. 家族支援では、母親が中心となる場合が多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要

家族支援に役立つ 育成会の取組み

育成会の団体賛助会員になると

1. 現在、全国手をつなぐ育成会連合会では、都道府県や市町村の育成会を通じて、児発・放デイ事業所における「家族支援」や職員研修に役立つ取組みを展開する準備をしています（令和6年度下半期から7年度にかけて、順次で展開していく予定です）
2. 具体的には、家族支援のワークショップに地元の育成会が「先輩親御さん」の立場で講師派遣したり、家族支援の研修会で使える研修動画を提供したりといった取組みを想定しています

育成会の団体賛助会員になると

3. 基本的には市町村の育成会や親の会が中心となり、取組みを進める準備が整った地域から事業所の皆さまへお声かけしていく予定です（市町村での動きが難しい場合は、都道府県育成会からお声かけする場合もあります）
4. 講師派遣は困難ですが、全国手をつなぐ育成会連合会の特別賛助会員になっていただくことで、研修動画を提供することも可能です

プログラムの公表

令和6年7月に関連通知発出

1. 報酬改定により作成、公表が義務付けられた事業所ごとの支援プログラムの作成に関する事務連絡が発出された（令和7年度から未作成は減算）
2. 作成した支援プログラムについては、事業所等の職員に対し理解を促し、プログラムに基づいた適切な支援の提供を進めていく
3. 利用者や保護者に向けては、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していく

令和6年7月に関連通知発出

盛り込むべき内容は次のとおり

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名 ② 作成年月日
- ③ 法人（事業所）理念 ④ 支援方針
- ⑤ 営業時間 ⑥ 送迎実施の有無

令和6年7月に関連通知発出

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
 - ⑧ 家族支援（きょうだいへの支援も含む）の内容
 - ⑨ 移行支援の内容 ⑩ 地域支援・地域連携の内容
 - ⑪ 職員の質の向上に資する取組 ⑫ 主な行事等
- ※ タイムスケジュールなどはなくても良い